

平成29年度 第12回定例教育委員会 議事録

■ 日 時 平成30年3月14日(水) 午後1時00分～午後2時45分

■ 場 所 和東町体験交流センター 会議室

■ 出席委員 教育長 西 本 吉 生
教育長職務代理者 石 橋 常 男
委員 北 口 弘 子
委員 中 井 薫
委員 大 西 研 介

■ 欠席委員 0人

■ 説明員 教育次長 竹 谷 秀 俊
学校教育課長 竹 谷 正 則
生涯学習課長 中 嶋 孝 浩
学校教育指導主事 浅 田 平 詔

■ 事務局 教育次長 竹 谷 秀 俊
学校教育課主事 東 浦 翼

■ 傍聴者数 0人

■ 議事日程

- 日程1 議事録の承認
- 日程2 議事録署名委員の指名
- 日程3 会期の決定
- 日程4 諸般の報告
- 日程5 議案第38号 平成30年度「連合の教育」の重点について
- 日程6 議案第39号 相楽東部広域連合立学校給食センターに係る運営委員会規則の一部を改正する規則
- 日程7 議案第40号 相楽東部広域連合立学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の全部を改正する規程
- 日程8 その他

■ 議 事

西本教育長

ただ今から、平成29年度第12回定例教育委員会を開会します。

日程第1、「議事録の承認」を議題とします。

第11回定例教育委員会の議事録は、事前に配布しております。

議事録について、ご意見、ご質問を受けたいと思います。

ご質問等のある方は挙手をお願いします。

(各委員より無いとの声あり。)

西本教育長

特に、ご意見、ご質問がございませんので、これを承認することとします。

日程第2、「議事録署名委員の指名」を行います。

本日の議事録署名委員は、中井委員にお願いします。

日程第3、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日、1日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(各委員より異議無しとの声あり。)

西本教育長

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日、1日間に決定します。

日程第4、「諸般の報告」を行います。

1番、「一般教職員の人事異動内示書について」ですが、この件は、人事関係になりますので、「会議の非公開」についてお諮りします。相楽東部広域連合教育委員会会議規則第4条第1項には、「会議は、公開とする」と定められておりますが、同項ただし書きに公開の例外として「賞罰や人事に関する事」については、「教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」と定められております。本件は、人事に関する事ですので、会議を非公開にしたいと思います。これに異議ございませんか。

(各委員より異議無いとの声あり。)

西本教育長

ご異議がないようですので、諸般の報告、1番、「一般教職員の人事異動内示書について」は、ただ今から会議を非公開とします。

諸般の報告、1番、「一般教職員の人事異動内示書について」(非公開)

2番、3番は、教育次長が報告します。

竹谷教育次長

3月5日に相楽東部広域連合定例議会が開催されました。一般質問につきましては、3枚めくっていただきまして、教育関係について簡単に説明させていただきます。1枚目が廣尾議員の質問になります。「キャリア教育について」、「外国語教育について」ということで質問されました。答弁は教育長からされましたので、簡単に紹介させていただきます。キャリア教育につきましては、目標は人間としての在り方、生き方に関わる指導を基盤として望ましい職業観や勤労観を身に付け、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成することにあります。各小学校では、主に社会科、道徳科、総合的な学習の時間等を通して、働くことの意義やその大切さについて学んでおります。特別活動、清掃活動、体験学習もキャリア教育に欠かせない活動です。中学校では、社会人や卒業生による講話、マナー講座、職業体験、企業訪問などを通じて、生徒が主体的に社会に目を向けるよう仕掛けています。2年生は、特に取り組む職業体験学習は大きな学習効果をもたらしています。今後も希望進路の実現につながる連合ならではの職場体験学習に取り組んでいきたいと考えております。そういう内容で答弁されております。外国語教育につきましては、まず、来年度の移行期間につきましては、小学校5、6年生の英語科の授業は1年間50時間を予定しております。英語教育におきましても、連合ならではの取組を進めていきたいと考えております。1つ目は、3校に2名のALTが配置されているという恵まれた学習環境を十分に生かすこと。学級担任が中心となる授業づくりにもALTを積極的に関わらせますと。2つ目としましては、小中連携の視点から連合管内の中学校の英語教員を小学校に派遣して指導体制の充実を図ることです。小中一貫性のある円滑な接続、ぶれない英語指導に大きな役割を果たしていくもとの期待しております。最後3つ目は、英語に関する教員の指導力の向上です。小中一体となって授業研究会や研修会を開催し、指導内容、指導方法について検討・協議していく予定です。そういう内容で答弁されております。

西岡議員からは、京都府の暫定登録文化財制度について質問されました。これにつきましても教育長の方から答弁がされておりますので簡単に報告させていただきます。暫定登録された場合、所有者は条例、規則及び教育委員会の指示に従い、府暫定登録文化財の管理に努めるものとする定められており、適正な管理の義務が求められております。登録に際しましては、所有者に対して、本制度の趣旨、規定、補助等について説明を行い、承諾をいただいた上で登録手続きに入っております。また、府の暫定登録文化財制度を受けた広域連合の対応についてという質問がございますが、これにつきましては笠置町、和束町、南山城村の文化財保護を図るため所有者または、管理団体が文化財の適切な保護のために実施している事業に係る経費等について、国、府の補助を除いた額の2分の1を補助金として交付するというものです。管内の文化財を守り、次代に引き継ぐために活用していただけたらと思っております。そういう内容で答弁されております。なお、この一般質問の議事録につきましては、調製後に配布させていただきます。

また、補正予算と当初予算については、すべて可決いただいております。特に、当初予

算につきましては、学校給食費及び修学旅行費の無償化に伴う予算を提案させていただいております。承認をいただきましてので、本年4月1日から無償化を開始することになります。

次に教育委員の任命について、保護者代表の教育委員として植田宏和さんの任命を提案されまして、定例会において承認されました。任期は、平成30年4月1日から4年間となっております。以上です。

3番、平成30年4月2日の教育長、教育委員のスケジュールです。最初、教育委員と職員の辞令交付式が午前9時15分から和東町体験交流センターのホールで行われます。続きまして、午前9時25分に教育委員会事務局職員の辞令交付式がございます。その後、第1回の教育委員会会議をこの場で開催します。その際、新委員の写真撮影を予定させていただいております。その教育委員会会議の途中ですが、午前10時半から教職員の離任式をホールで開催しますので、そちらの方に移っていただきます。その後、引き続いて、教育委員会会議を午前11時10分から再開する予定です。そして、午後2時から教職員の着任式をホールで開催しますので、そちらの方に移っていただきます。お昼を挟んでの1日になる予定です。2枚目は、連合長・副連合長の予定となっております。以上です。

西本教育長

2番、3番の報告について、ご意見、ご質問等があればお願いします。よろしいですか。4番、5番は、学校教育課長から報告します。

竹谷学校教育課長

4番、今冬の学校におけるインフルエンザの罹患状況についてです。この冬のインフルエンザの罹患者数は、2月中旬から減少し、前回の定例教育委員会の頃には管内の流行は終息しておりましたが、笠置中学校におきまして、1年生と3年生が3月5日、6日に学級閉鎖をしております。5日にインフルエンザによる欠席者が1年で4名、3年で4名あり、出席者の中にも風邪の症状を訴える生徒がおり、学校医とも相談し、拡散防止のため学級閉鎖の措置をとっております。なお、現在は終息しております。

5番、平成30年度管内小中学校入学式の出席の割振りについてです。平成30年度の入学式ですが、小学校は4月9日月曜日に、中学校は10日火曜日に行われることとなっております。委員の皆様に出席いただきたく、割振りについてご協議をお願いします。以上です。

(教育長と教育委員により「小中学校入学式の出席の割振り」を協議する。)

西本教育長

笠置小学校の告辞、西本。出席者は北口委員。和東小学校の告辞、中井委員。南山城小学校の告辞、石橋教育長職務代理者。和東中学校の告辞、西本。出席者は中井委員。笠置中学校の告辞、石橋教育長職務代理者。出席者は北口委員。なお、新委員には、事務局か

ら確認をしてください。よろしく申し上げます。

6番は、浅田指導主事から報告します。

浅田学校教育指導主事

第3学期の土曜教育の実施状況について報告させていただきます。1番の実施時期ですが、1月に1校、2月に4校が予定どおり実施いたしました。2番の内容ですが、南山城小学校は当初、6年生を送る会を実施する予定でしたが、交通事故のために急遽、授業と送る会の練習を実施しました。時間的には3時間ということで、土曜教育としてカウントしております。3番の児童生徒の反応ということで、写真とか感想も見ていただいたとおり、どの学校も熱心に取り組んでいる様子が伺えます。4番の土曜教育を終えてということですが、成果としましては、それぞれ学校ならではの取組が実施できました。また、土曜日に実施することで保護者も参加し易く教育効果があったという学校も多かったです。一方、課題ですが、どうしても3学期は、インフルエンザの流行時期ということで、時期の変更であったり、学校管理について考えていく必要があるということと、教員の勤務の負担であったりだとか、また、生徒の出席に対する保護者の理解という点では、3学期も引き続いて課題として残っております。5校が実践研究校として取組、その内、和東小学校は実践研究指定校ということで予定どおり、年間5回、計画どおり終了することができました。以上です。

西本教育長

ただ今の報告について、ご意見、ご質問等があればお願いします。よろしいですか。特に、ご意見、ご質問がございませんので、次の7番、8番を生涯学習課長から報告します。

中嶋生涯学習課長

7番、大人もW a k w o r k体験事業「ふわふわパン作り教室」の実施についてです。平成30年4月5日木曜日の午後1時から和東町社会福祉センターの調理室をお借りしまして開催する予定です。講師は、和東町パンサークルの方で、この方は、パン作り教室から巣立った方です。今回、パン教室の講師をやっていただくことになっております。定員は、先着8名です。これはオープン等の関係です。参加費は、700円です。

8番、女性学講座「手作りアクセサリ教室」の実施についてです。4月26日木曜日の午後1時半から、笠置町産業振興会館で開催する予定です。講師は、京都市内からお呼びします。森口ともこさんです。参加費は、600円で、材料代です。定員は、先着10名ということで、申込期間は、4月4日から13日までです。以上です。

西本教育長

ただ今の報告について、ご意見、ご質問等があればお願いします。特に、ご意見、ご質問がございませんので、以上で、諸般の報告を終わります。

続きまして、日程第5、議案第38号「平成30年度『連合の教育』の重点について」

を議題とします。提出理由と議案の説明を行います。

竹谷教育次長

議案を説明させていただきます。議案第38号、「平成30年度『連合の教育』の重点について」。上記議案を提出する。平成30年3月14日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。平成30年度において重点的に取り組むべき教育課題について、その基本方針や基本理念、施策推進の視点等を示し、学校教育及び社会教育の指導者等の日々の教育活動や自己点検に役立たせるために発行する標記冊子の承認を求めるものです。

西本教育長

内容は私の方から説明をします。変えたところを中心に説明しますのでよろしくお願ひします。まず、1ページですが、「連合の教育」の基本方針。ここにつきましては、連合は、教育委員会も10年目を迎える節目の年で、整理も踏まえて、更に充実させていきたいということです。そこで、3つ目の広域連合による教育への期待ということで、「特性を活かした“ならでは”の教育の推進」を入れます。特性というのは、広域連合のよさとか、学校でいえば小規模校の特性とかあります。だから特性を活かした“ならでは”の教育は、これは連合ならではでもありますし、学校では、笠置小学校ならでは、和東中学校ならではです。これは今までどおりやってくれていますので、特にそこを強調しておるところです。もちろんこれは学校教育だけではありません。“ならでは”の学校教育の推進であり、“ならでは”の社会教育の推進というふうに捉えていただけたらなと思います。特に、(1)(2)は学校教育。(3)(4)は社会教育ですが、社会教育につきましては「学習機会」と「場」も含めた提供です。「学習機会や場の提供」というところで、機会だけではなくて場の提供も大きな課題で取り組んでいきたいということです。それから「連合の教育」の基本理念のところ、いままでは「はぐくみたい力」ということだけだったのですが、はぐくみたい力とよく似たところで、教職員が身に付けたい、こんな教職員にならなければダメですよというのが今年から入れました。だからここは敢えて、「児童生徒にはぐくみたい力」。これは展望する力、つながる力、挑戦する力です。3の「連合の教育」の施策推進の視点、ここは変わりません。4の「連合の教育」の年度別目標につきましては、前からお知らせをしておりますように、平成30年度は10年目に当たります。連合の、連合による、連合のための人づくりです。例えば、学校給食費、修学旅行費の無償化も、この人づくりの一環として捉えているところです。5の広域連合の教員に求められる5つの力。この3番、4番、5番は、児童生徒と一緒にです。連合は、ずっと展望する力、つながる力、挑戦する力です。これにつきましては、児童生徒に求める力だけではありません。教職員が、それから管理職が、或いは教育長もこの3つの力が絶対必要ですよとずっと言ってきたところに、京都府の方が「気づく力」、「伸ばす力」を。これも京都府の教員に求められる力という形で出してきておりますが、学校教育ではここにはまだ入っておりません。来年に入れるそうです。府議会が間に合わなかったそうです。府議会は3月ですから。そこで確認さ

れてということで、連合は入れますよということで、局にも断って先に入れておるところです。特に、これまで教職員の力というのは、資質能力というのは、ずっと言われてきました。もちろん専門性です。教師ですから。高い専門性。それから豊かな人間性。広い社会性。これはもう絶対必要なものだということが言われておったのですが、その上に、「気づく力」「伸ばす力」。特にやっぱり「気づく力」は本当に大事だと思います。教師が子どもの変容に気づかないようでは、中々一人一人を包み込む指導をすることはできません。伸ばす力というのは、これ連合ではそもそも主体性を伸ばすとか、個性を伸ばすというのは、重点に入れてきましたから、これについてはどうということはありません。この5つの力を教師が身に付けてくれたらなというところで指導の重点に入れました。4ページは、特に変わりはありません。5ページから学校教育ですが、学校教育の3本柱の(2)質の高い学力をはぐくむことというところで、「学習指導要領の枠組みの改善」ですが、平成30年度から移行に入りますから、「新学習指導要領移行措置」に対応すべくカリキュラム・マネジメントというふうに整理しました。それから具体的重点事項の③です。これは文部科学省が教育支援体制ガイドラインを出しまして、いわゆる支援の対象を拡大しました。これまでは「発達障がい等を含む特別な支援を必要とする児童生徒」だったのですが、「障がいによる教育上特別な支援を必要とする全ての児童生徒」に文言整理されました。もちろん京都府もそれに基づいて変更しております。それに基づいて連合も変更したというふうに捉えてください。⑤ですが、交流学习・合同学習、ここは変わりません。小中連携、中中連携、特に、教科指導に係る小中連携。先ほどの議会報告でもちょっと言いましたが、小学校の英語科が今年から始まっていきますが、中学校の英語の教師が小学校に5時間入ります。これは小学校の英語の授業を助けるというよりも、和東中学校、笠置中学校の英語は学力診断テストでもかなり厳しい状況です。だから、小学校の授業に中学校の教員が入るということは、和東中学校や笠置中学校の英語を高めるためです。もちろん支援だけではないという意味も含めてです。教科指導に係る小中連携は、特に英語科のことを重点的にやっていきたいというふうに考えております。6ページ。具体的などころに入ります。③のところ。この「主体的・対話的で深い学び」、これは新指のキーワードになっておりますが、この「充実」という文言から「実現する授業づくりの推進」。これは府教委の方も言っておるところです。④が新たに入れたところ。ALTの効果的活用や小中連携等による小・中学校英語指導の充実。今年、これを敢えて入れました。7ページですが、これは、いわゆる心の教育の部分ですが、①全教職員で推進すべく「道徳の教科化を踏まえた」道徳教育。これも府の重点に準じて変えました。それから、連合は中学校も新しい道徳科で授業をやっていますから、心に響く「道徳科授業」と整理しました。④も「特別の教科 道徳」における指導のねらいに即した指導方法の工夫というふうに整理しました。去年までもいわゆる道徳の時間とか道徳科はありました。連合はもう先行実施しています。それから、たくましく健やかな身体のところでは、「運動あそびガイドブック」。これも府が作っておりますので、これも準じて入れております。8ページは特にありません。9ページの⑩です。ここも先ほどと同じ「障がいにより教育上」特別な支援を必要とする「全ての」児童生徒に文言整理しました。⑬も府の学校教育の重点を変えました。

幼児教育を「幼児期の教育」にしております。⑭は、これは先ほどの話のキャリア教育のところですが、キャリア教育の目標を詳しく、はっきり書いた方がいいのではないかとこのところ、キャリア教育の目標を入れました。⑮につきましては、特にオリンピックがどうのこうのという、府の方はそういう視点がありますが、連合はそうじゃなくて、笠置中学校や和東中学校が、陸上、頑張っていてやっておりますので、ただ単に陸上だけじゃないのですが、支援体制の充実によるアスリートの育成と競技力の向上を入れました。府の方はトップアスリートという言葉を入れています、連合は、アスリートの育成と競技力の向上です。去年も今年も近畿大会とかに行ってくれて、補助もしていますので。やっぱりそういう生徒たちは伸ばしていきたいなということです。それから10ページ。ここは英語です。ここはグローバル化に対応して、コミュニケーション能力を図ろうということで、いわゆる英語科としての学力とちょっとここは分けて考えております。グローバル化に対応して、要は、英語を用いてコミュニケーションを図ろうという態度の育成ということです、これは、学力としての英語じゃなくて、グローバル化に対応できる人材育成という視点から整理した分です。ご了解ください。それから11ページの⑨のところ、これは、子どもへの支援のところ、就・修学等の支援、援護制度とまなび生活アドバイザー、これは今、和東中学校にしか入っておりませんが、これを中心に連携した“学びと生活”の支援という2つの支援をやっていきたいということです。⑫の学校施設等の「等」です。「等」の耐震化。この「等」ですが、例えば、学校施設は全て耐震化が終わっておりますが、施設では児童館が未だ残っていますから、そういうところのことも含めて「等」を入れたところです。それから重点目標の7、学校の教育力の向上のところですが、③のところは、いわゆる働き方改革です。教職員の働き方改革の業務改善、それから教職員が自らの資質・能力の向上に取り組める環境づくりというふうに説明したところです。12ページは、各中学校区におけるふるさと学習、それから小中の連携を含めて連携授業としました。出前授業、ここを整理したところです。それから⑪の学校と地域社会の連携・協働した「地域学校協働活動推進事業」の展開、これ今年からスタートしたのですが、ここを更に充実していく必要があるということです。それから重点目標8の家庭教育のところですが、ここも文言整理をしました。②は保護者を支援するための子育てに関わる家庭教育資料の活用。これは府の学校教育の重点に準じたところです。④も同じくそういうことです。児童虐待の早期発見・早期対応を府も言っておりますので、準じたところです。それから13ページ、この地域社会も同じく、地域住民の多様な生涯学習の成果を発揮できる機会の提供や地域学校協働活動など、地域の教育力の向上に向けた取組です。社会教育は、本年度の年度別目標の人づくりです。連合の、連合による、連合のための人づくり。これを受けて、一番下に学校、家庭、地域社会の連携・協働による子どもへの支援を入れました。15ページの4番、子どもへの支援の充実のところ、社会問題化している児童生徒数の激減に伴う環境の変化。それに対応していこうということで、要は狙っているところをはっきりさせたということです。それから16ページは、真ん中の段落のところ、「広域的な体制」を「社会教育と学校教育」に。「社会教育と学校教育の連携のもとに」の「連携」が抜けていますので入れてください。具体的対応の方は、(2)の間

題、問題、問題というのがありますから、文言整理をして、少子化、貧困、環境というふうに整理しております。(3)は、多様な生涯学習の成果が、学校教育に活かされ、自らの生きがいづくりや自己実現につながる場や機会の充実。これは府の「社会教育の推進のために」に合わせているところです。(9)の視聴覚資料の整備・充実は削除しました。それで、(9)から和東町史の編さんを踏まえて、かなり整理をしたところです。(9)が、3町村の歴史と伝統文化についての理解を一層深め、次世代への継承と地域文化の創造に向けた取組の推進。この一環として、例えば、伝統文化の問題とか資料の編集とかいうところになってきます。同じく(10)のところも文化財の保護・愛護、調査、それから資料収集等、これも入れました。(12)のところは、伝統文化の理解と継承、これは重複していますので抜いています。それから17ページの(6)、これは「一人で悩まないで」を積極的に活用。それから(13)、これも府の社会教育の重点に準じております。「PTAと連携を図り、いじめ・薬物乱用・ネットトラブルなど現代的課題について語り合ったり、学習したり」というところです。それから(14)が、「子育て」、「支援を届ける」、この文言も府の方が使っております。18ページは、地域社会の教育力の向上です。ここも府に合わせて、目標のところですが、「地域社会が目標を共有した上で、」と整理しました。それで括弧を入れて地域学校協働活動。この文言は何回も出てきます。これから社会教育、生涯学習課のキーワードになるところかなと思います。具体的対応も同じ整理をしました。地域学校協働活動の推進というのが(2)に入っております。子どもの自己肯定感をはぐくむというのが大きなねらいになっております。(3)の方が三者、お互いにパートナーとなって地域学校協働活動推進事業を充実させていくということです。(9)、(11)、(12)は、重複しますから抜いております。それから19ページ、子どもへの支援のところにつきましては、「社会に開かれた教育過程」の理念のもと、これも府に基づいて整理をしておるところです。それに付け加えて、(9)青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむべく、関係機関や学校等と連携・協働した体験活動及びボランティア活動の充実を上げました。最後です。ここもちょっと修正をお願いします。まず、目標のところです。始めから読みます。「近年の社会状況の急激な変化に伴い、人権に関する新たな問題が顕在化してきており、自分と同じように他人も大切にするという態度や行動が」の次に、「自然に」を入れてください。「態度や行動が自然に現れるような人権感覚」となっていますが、府の方が「人権意識」、「意識」を使っていますからここも府に合わせて。それから「そのため」を入れましたので、下から3行目の「そのため」を取ります。その上の行の語尾をこのようにします。「共生社会の実現に向けた取組を推進することとし、生涯にわたり」というふうに繋がります。「推進することとし、生涯にわたり、あらゆる場や機会を通じて」というふうにし、そして、その下の「そのため」を取ってください。それで(4)のところに、「個人情報の保護、インターネット社会における人権の尊重など、社会情勢の変化等により顕在化している人権課題への適切な対応」を入れました。それから研修のところでは、「人権教育指導者ハンドブック」を入れました。以上、特に、社会教育につきましては、先週、社会教育委員会議がありましたので、そこでは案の段階ですということで見てもらっております。以上です。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

北口委員

15ページの社会教育の家庭の教育力の向上のところ、2番に読書のことを書いているのですが、読み聞かせとか読書ボランティアとか図書館のこととか、色んなところにそういう文言が入っているのですが、この家庭の教育力の向上に対して、17ページの家庭の教育力の向上の具体的な対応というか内容ですね、重点項目には上がっていませんが具体的な対応のところには、この読書活動の推進の部分が一文も上がってないです。それに対して19ページの子どもの支援の充実のところには、(7)で上がっています。15ページの子どもへの支援の充実のところには、敢えてこの読書活動のことについては、重点項目として上がってないけれども具体的な対応の中には上がっています。それは何年か前にこの読書活動、この家庭教育の中に入れて子ども支援の方に入れて途中で、齟齬が、食い違いができていますか。もちろん子どもの支援の充実のところにも読書活動は入れていただいているのはいいと思うのですが、15ページと合わないのが、家庭の教育力の向上の(4)に上げていただいているのだったら、17ページにも何か一文、読書活動のことは入っていてもいいのかなと思うのですが、どうでしょうか。

西本教育長

15ページの項目は、全部が必ずどこかに網羅して入れているというものばかりではないです。読書関係につきましては、例えば、重点目標のところにも、今年、連合が読書の推進計画を今年から作って、それに基づいていう形で、読書関係は入れています。

北口委員

入らせていただいています。重点目標の9のところとか。ここにも上がっていますし、なんか家庭の教育力の中でも。

西本教育長

当初は、今おっしゃったように家庭の教育力のところに入れてあったときもあったと思います。それで子どもへの支援の充実というのは、これは一昨年くらいから項目として入れ始めたと思います。それまでは、いわゆる生涯学習、家庭の教育、地域社会の教育、それから人権です。いわゆる子どもの貧困も含めて、子どもの支援云々と言われたのが、実際には一昨年くらいからです。その辺りで子どもの支援の充実のところ読書関係を入れようという形で整理をさせてもらったと思います。

北口委員

読書とかいうのは、大事なことやと思っているので、家庭のところに入れてもらっているのをわざわざ外せとは思いたくないですが、必ずしも具体的内容としてあげなくてもいいのであれば、他に色んなところで何回も出てきていますので、それこそ色んな項目と連動するところもあると思います。

西本教育長

北口委員さんがおっしゃるように、この前、校長会をしたのですが、今年は、各学校ともに読書量が落ちています。毎年2月末に、年間の子どもの、いわゆる本を読んだ冊数、貸出冊数を調査しています。学校間を比べるのではなく、前年度、自校はどうだったかという評価です。5校とも去年より落ちています。それはなぜ本を読まなくなったのかというのは、例えば、中学校やったら人数が少ないから、本が好きな生徒というのはだいたい学年に1人はいるのですが、その生徒が卒業したら急に落ちたりします。平均になってしまふから、そういうこともあります。学校における読書がちょっと落ちていまして、それはそれで分析する必要があると思っています。今年は、読書活動計画推進を作りましたし、それと例えば、南山城村は、読み聞かせからブックスターとか色んな取組をやって来ていますし、和東町の図書室も読み聞かせとかお話し会をすとか、結構イベントをやって来ていますが、やっぱり参加者が少ないです。読書も課題です。だから、おっしゃったように、あちこちにももちろん入っているのは入っていますが、とりあえず京都府に準じているところもあります。今年はこれでいかしてもらいまして、また、課題として、これは全面的に読書活動をもっと充実しなければならないとなったら整理します。

北口委員

分かりました。

西本教育長

他、どうでしょうか。よろしいですか。それでは、ご質問等がないようですので、これから採決をします。

議案第38号、「平成30年度『連合の教育』の重点について」、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第38号は、承認されました。

続きまして、日程第6、議案第39号、「相楽東部広域連合立学校給食センターに係る運営委員会規則の一部を改正する規則」を議題とします。

議案の提出理由及び説明を行います。

竹谷教育次長

議案第39号、相楽東部広域連合立学校給食センターに係る運営委員会規則の一部を改正する規則。上記議案を提出する。平成30年3月14日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。平成30年4月から学校給食費の無償化を実施する

にあたり、学校給食に係るすべての費用を公会計により処理することから、第2条に定める所掌事務を改めるとともに、第6条に定める役員のうち、監事に関する規定を削除するほか、委員及び役員の任期を2年から1年とし、任期の始めと終わりを具体的に定めることとし、本規則の一部を改正するものです。今回、主な改正点（要点）ということで、資料を添付させていただいております。それでは説明させていただきます。まず、新旧対照表は、左が新、右が旧となっております。赤字の部分でございます。第3条の所掌事務の「給食物資の購入及びその経理に関すること。」を「学校給食の会計に関すること。」としております。第5条の委員の任期につきましては、「委員の任期は2年とする。」を「委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。」としております。第6条の役員で、「と監事各2名」を削除しております。第4項で監事の職務を書いております部分も削除しまして、役員の任期を1年と改めております。第7条の会議につきましては、ただし書きを加えまして、委員の委嘱後最初の会議は、教育委員会が招集するというように改めております。次、先ほど説明しました参考資料です。主な改正点をまとめております。説明させていただきます。1、学校給食費の無償化を実施するにあたり、学校給食に係るすべての費用を連合の公会計により処理することから、第3条に定めておりました所掌事務の「給食物資の購入及びその経理に関すること」という文言を「学校給食の会計に関すること」と改め、会計全体を所掌の事務とするものです。従前、南山城村学校給食センターは、公会計でございましたが、和束町学校給食センターと笠置小学校につきましては、公会計でない別の会計で整理されておりました。今回、公会計に統一するというように、改めておるところでございます。公会計の歳入は、負担金、これは町村負担金で、児童生徒学校給食費分です。補助金は、府補助金で、これは未来づくり一括交付金です。雑入は、教職員等学校給食費分と調理員学校給食費分です。歳出は、全て賄材料費となります。平成30年度予算で計上している各学校の事業費とその内訳、児童生徒数となっております。①が学校給食費、②が修学旅行費です。2、任期を2年から1年にしております。これは委嘱する委員のうち、関係小中学校の保護者については、全てPTA役員から選出されておりますので、毎年、変更があり、2年目の委員は、必ず残任期間として委嘱することになりますので、この際、実態に合わせて毎年、新委員として委嘱できるよう改めるものです。3、監事に関する規定を削除しております。監事2名は、給食に関する会計の監査又は、検査をしていただくのですが、平成30年度からは、全て公会計になるということで、従前の監事の役割がなくなりましたので、役員から除くということです。ただし、歳入歳出の予算、決算見込み額の報告は、毎年5月頃に行うというふうに考えております。4番、委員の委嘱後最初の会議は、教育委員会が招集するというように、それを明文化して加えております。以上です。

西本教育長

これより質疑を行います。質問のある方は挙手をお願いします。

北口委員

新旧対照表を見せていただいて、第3条第2項の旧では、「給食物資の購入及びその経理に関する事」というのが、新では「学校給食の会計に関する事」になったわけです。私、イメージが湧かなくてよく分からないのですが、第6条の監事がなくなって、今までは、監事というのは会計の監査とかをしていたものが、監事とその監事の仕事が全部削除されたにも関わらず、会計に関する事は残るということです。この会計に関する事の中身は、単に会計の報告を受けるということを目指すものでしょうか。

竹谷教育次長

主な改正点の資料をもう一度ご覧いただけますでしょうか。最初に、ご質問いただきました「給食物資の購入及びその経理に関する事」が「学校給食の会計に関する事」に変わっているところがございますが、これは、1番の公会計により全て処理するという事で、学校給食の会計全体に関する事というふうにしております。この会計とはどういう事かということで、それにつきましては、3番の2行目、監事のこととも関連してまいります。従前、監事の事は、給食に関する会計の監査、又は検査を行うということでしたが、平成30年度からは、連合の会計の歳入歳出予算及び決算見込み額を運営委員会に報告するという内容に変わります。つまり連合の一般会計につきましては、別途、連合の監査委員さんが監査をする対象になりますので、給食関係だけ運営委員会の監事というのはなくなるということです。ただ、公会計ですが、運営委員会委員の皆さんに対して報告するという事は、従前どおり残ることになります。それが歳入歳出予算や決算見込み額の報告ということで、例年5月ぐらいに行うということで、第3条第2号に「学校給食の会計に関する事」ということで、所掌事務として残しておるところでございます。

北口委員

そういうことですね。(3)の給食費に関する事は、従前から給食費の変動があったときには、この運営委員会を開いたりしますということは聞いていたのですが、今回、それが無償化になったから、今後は、その給食費に関する事を運営委員会で議論するようなことがあるのですか。

竹谷教育次長

給食費の単価は、小学校250円、中学校270円という計算をしています。公会計でやるのですが、実際、消費税の動向ですとか食材の値段が上がる場合もありますので、そういった場合は、給食の単価を検討する必要があります。その際には、この運営委員会でご意見等をいただくということで、第3項は残しておるということです。児童生徒の学校給食費は無償ですが、予算や教職員、調理員につきましては、この単価でもって計算しますので、その部分は残しておこうということでございます。

北口委員

保護者の負担分は無償で、今度は3町村で負担していただくけれども、その給食費の単

価についての議論は、この運営委員会の中ですから、それはここで所掌する中身だということですか。

西本教育長

学校給食費に関することを残しておくということは、これから単価が下がることはないけど上がることはありますので、そんな時は、いわゆる予算が変わってくることとなります。先々、そんなことはあるでしょう。それから今言いましたように、子どもは無償ですが、教職員等については学校給食費を支払ってもらうこととなりますので、その関係でも残しているということです。

北口委員

公会計になって、経理上は、歳入歳出予算も一般会計と同じ並びの中で予算組んで、決算もその一般会計の中で通常どおり監査を受けられるということになりますが、この運営委員会という組織自体はきちり残しておくということです。私は、この間、初めて運営委員会が開かれて出席させてもらったのですが、今までは余り開かれてなかったということなので、今後は、この改正でいきますと、最初に会長とか役員を決める必要がありますね。最後、年度末にはこういった会計報告を受けるといったことがあるということですが、年2回は、最低、運営委員会が開かれるのかなと認識するのですが、それでよろしいですか。

竹谷教育次長

5月頃に会長を決めて、そこで前年度の決算と新年度の予算について報告するという年1回の形をイメージしております。

北口委員

そうですね。今、監事さんというのはその会計監査とかは、どなたが実際に。

竹谷教育次長

南山城村学校給食センターにつきましては、公会計ですので、連合の監査委員の監査になります。和東町学校給食センターにつきましては、これは別の会計ですので、運営委員会で監事さんを選任して監査をお願いするということになっております。

北口委員

分かりました。それともう一つ、管理運営規則というのがありますね。その改正が必要ではないのですか。

竹谷教育次長

調べさせていただいて、必要であれば改正をさせていただきたいと思います。

北口委員

お願いします。

西本教育長

他、よろしいですか。これより採決します。議案第39号、「相楽東部広域連立学校給食センターに係る運営委員会規則の一部を改正する規則」について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第39号は承認されました。

日程第7、議案第40号、「相楽東部広域連立学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の全部を改正する規程」を議題とします。議案の提出理由及び説明を行います。

竹谷教育次長

議案第40号。相楽東部広域連立学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の全部を改正する規程。上記議案を提出する。平成30年3月14日提出。相楽東部広域連立教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務については、京都府立学校職員服務規程（平成2年京都府教育委員会教育長訓令第1号）に準じ、本規程の定めるところにより適切に運用しているところですが、毎年、同京都府規程の一部改正が行われることから、今後の改正漏れを防ぐとともに、事務の効率化、簡素化を図るため、同京都府規程を準用する旨の規定内容に改めることとし、本規程の全部を改正するものです。

竹谷学校教育課長

議案第40号について、説明させていただきます。主な改正点（要点）を資料として付けさせていただきます。府費負担教職員の服務に関しましては、京都府立学校職員服務規程に準じて取り扱っているところですが、府の規程改正に合わせて逐次、連合の規程改正をする必要があることから、今後の改正漏れを防ぐとともに、事務の効率化等を図るため、既存の制度の基本を維持しながら、その内容を全面的に改めるものです。この度は、制度の基本を維持しながら改正するというので、2番の中段に書かせていただいております「全部改正方式」により、この規程を改正させていただきたいと考えております。以上です。

西本教育長

各市町教育委員会の府費負担教職員の服務規程は、府に準じていると思います。今、あ

りましたように京都府は毎年何かを変えています。その都度、それに準じて各市町も変えていたというところがあるわけで、今回は、全面改正をすることによって、「府に準ずる」ことによって、今後、規程を変える必要がなくなっていくということです。ただし、現場に下ろすときには、きちっと下ろしておかないと現場はそれを全然知らずに進むということも大いにあり得るわけですから、今、説明がありましたように業務の効率化になるわけですが、現場がきちっと認識、把握するという、この押さえだけはきちっとやる必要があると思います。

竹谷教育次長

参考として、京丹後市の教職員服務規程を添付させていただいております。

西本教育長

山城管内では初めてですか。他所の情報を集めておいてください。

石橋委員

感想です。様式第14号の履歴事項変更届は、最近出たのかもしれませんが、旧姓使用、今まで先生が結婚されても旧姓で先生の名前を呼んでほしいということで、学校長裁量とかいう形で一応、学校毎に様式がありました。そういうのをもう京都府が履歴事項変更届というものを統一した届に今なっているかと思います。こういう部分が正しくいけると思います。

北口委員

様式が変わったとか、大きな変更があった時には、今、教育長が言われたように、現場には、京都府から変更の通知がある度に周知徹底し、漏れないようにだけお願いしたいと思います。

西本教育長

こういう制度に変わった場合は、まず、各学校現場の管理職にきちっと伝えることが大事です。それから北口委員さんからあったように、変わったところがあったら直ぐに通知がきますから、事務局の方から学校へきちっとおろしていく必要があると思います。

他、よろしいですか。ご質問等がないようですので、これから採決をします。

議案第40号、「相楽東部広域連合立学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の全部を改正する規程」について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第40号は承認されました。

日程 8、その他です。1の諸報告は送付済みです。2の次期定例教育委員会の開催日程（案）について、事務局から説明してください。

竹谷教育次長

次期開催日は、本年4月2日の月曜日です。時間は、午前9時15分から辞令交付式がございますので、参集時間を9時とさせていただきたいと思います。定例教育委員会につきましては、午前9時45分から開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

西本教育長

以上で、第12回定例教育委員会を終了させていただきます。ご苦労さまでした。

〈午後2時45分閉会〉

— 了 —